

総社市告示第6号

総社市臨時福祉給付金支給事業実施要綱（平成26年総社市告示第63号）の一部を次のように改正する。

平成28年2月29日

総社市長 片岡 聡 一

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後	改正前
<p data-bbox="244 616 920 646"><u>平成27年度</u>総社市臨時福祉給付金支給事業実施要綱</p> <p data-bbox="206 689 286 719">（目的）</p> <p data-bbox="159 724 1113 863">第1条 この要綱は、消費税率の引上げに際し、低所得の市民に与える負担の影響に鑑み、低所得の市民に対する適切な配慮を行うため、暫定的・臨時的な措置として実施する<u>平成27年度の</u>臨時福祉給付金支給事業について、必要な事項を定める</p>	<p data-bbox="1214 616 1722 646">総社市臨時福祉給付金支給事業実施要綱</p> <p data-bbox="1176 689 1256 719">（目的）</p> <p data-bbox="1131 724 2080 863">第1条 この要綱は、消費税率の引上げに際し、低所得の市民に与える負担の影響に鑑み、低所得の市民に対する適切な配慮を行うため、暫定的・臨時的な措置として実施する臨時福祉給付金支給事業について、必要な事項を定める。</p>

附 則

この告示は、公布の日から施行する。